平成２９年（フ）第２８５号
大津市中央１丁目５番25―4050号
債務者　宇佐美佳余子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９３号
広島市中区舟入町６番14―201号
債務者　平林健史郎
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１４号
広島市安佐南区長束４丁目１番３－２―202号
債務者　亀谷　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２８６号
福岡市博多区諸岡５丁目24番12―202号
債務者　中澤　真吾
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２８８号
福岡市博多区昭南町１丁目３番18―306号
債務者　高橋　翔太
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１０号
福岡市城南区別府団地12番303号
債務者　田中　順一
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３５８号
福岡県宗像市三郎丸１丁目４番27―101号
債務者　吉田　健太
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４０１号
福岡市博多区板付６丁目12番35号
債務者　吉田　正弘
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４０２号
福岡市博多区板付６丁目12番35号
債務者　吉田　律代（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４０９号
福岡市博多区住吉４丁目29番10号
債務者　中牟田祐樹
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４４４号
福岡市西区愛宕１丁目30番17号
債務者　金子伊津子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４６３号
福岡県春日市桜ヶ丘２丁目84番地　パンシオン桜ケ丘204号
債務者　出口　航佑
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４６９号
福岡県宗像市原町163番地４　アミュレット201号
債務者　中村　貴代
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４７６号
福岡県大野城市つつじケ丘６丁目３番16号　メゾンオリヴィエＡ―201号
債務者　佐藤　知美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４８５号
福岡市東区松田３丁目24番８―509号
債務者　小林　照子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９５号
福岡県太宰府市吉松１丁目13番24号　ファミール水城Ⅲ102号
債務者　島田　廣志
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５００号
福岡市東区城浜団地64番207号
債務者　砥板　奈未
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５０６号
福岡市中央区薬院２丁目11番27―206号
債務者　山下　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部